~マイナンバー制度の導入に伴うお願い~

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成 28 年 1 月から申請書・届出などの記載事項に個人番号(以下、「マイナンバー」)が追加されました。

介護保険の各種手続きにつきましても、1月からマイナンバーの確認をさせていただきます。

このたびの高額介護(介護予防)サービス費支給申請でも、原則、申請書にマイナンバーの記載が必要となります。

また、<u>申請書を窓口で受付する際</u>には、以下の書類等により、<u>「1.本人確認」+「2.マイナンバーの確認」をさせていただくことになります。</u>(代理人が申請する場合は「1.代理権の確認」+「2.代理人の本人確認」+「3.本人のマイナンバー確認」を行います。)

本人確認、マイナンバー確認に際しては、お時間を要する場合がありますが、なりすまし等不正な届出の防止や個人情報保護のため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーを確認できるものは、「<u>通知カード</u>」(※11 月~12 月にかけて 各世帯に届いた個人番号(マイナンバー)を記した紙のカード)または「<u>個人番号カード</u>」(※マイナンバー通知により、本人申請で H28 年 1 月より順次発行される 顔写真入りのカード)のいずれかです。

窓口へご持参いただくものは下記のとおりです。

【本人が来庁して申請する場合】(1)+(2)の書類

- (1) **本人確認**のため、必要な書類は①**~③のいずれか**です。
- ① 個人番号カード
- ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の写真付書類(氏名、住所 又は生年月日の記載があるもの)のうち、いずれか1点
- ③ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、官公署発行の書類(氏名、住所又は生年月日の記載があるもの)のうち、いずれか2点
- (2) **マイナンバー確認**のため、必要な書類は①**~③のいずれか**です。
- ① 個人番号カード
- ② 通知カード
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

【代理人が来庁して申請する場合】(1)+(2)+(3)の書類

- (1) **代理権の確認**のため、必要な書類は**①~②のいずれか**です。
- ① 法定代理人の場合:戸籍謄本など資格を証明する書類
- ② 任意代理人(家族、介護事業所従業員など)の場合:委任状、本人の被保険者証、 本人へ市から送付した通知書類などのうち、**いずれか1点**
- (2) 代理人の本人確認のため、必要な書類は①~②のいずれかです。
- ① 代理人の運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、官公署発行の写真付書類(氏名、住所又は生年月日の記載があるもの)のうち、いずれか1点
- ② 代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類(氏名、住所又は生年月日の記載があるもの)のうち、いずれか2点
- ※ただし、特定の個人と同一の者であることが明らかな場合、確認書類は必要ありません。
- (3) <u>本人のマイナンバー確認</u>のため、必要な書類は<u>①~③のいずれか</u>です。
- ① 本人の個人番号カードまたはその写し
- ② 本人の通知カードまたはその写し
- ③ 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し

郵送による申請の場合、上記書類の写しを同封ください。

- ※どうしてもマイナンバーの記載ができない場合や、通知カードが提示できないなどで窓口におけるマイナンバー確認ができない場合であっても、そのことのみをもって申請・届出が不受理になることはありません。
- ※本人が認知症等で代理権授与の意思表示が困難な場合は、申請書にマイナンバーを記載せずに 提出しても差し支えありません。